

山監査第133号

令和2年（2020年）10月30日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、監査基準に沿って実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山根雅敏

山陽小野田市監査委員 河崎平男

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長及び山陽小野田市議会

3 報告書提出年月日

令和2年10月29日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、監査基準に沿って実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

市民部

市民活動推進課、石丸総合館、生活安全課、環境課、環境衛生センター及び文化スポーツ推進課

3 監査の期間

令和2年9月24日から令和2年10月19日まで

4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

5 監査の方法

今回の監査は、令和2年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した結果、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。